

平成26年度 第5回 明石市立学校通学区域審議会 議事録

日時 : 平成 26 年 9 月 26 日 (金) 16 : 00～17 : 30
場所 : 明石市役所西庁舎 2 階 監査事務局会議室
出席委員 : 11 名
傍聴者 : 5 名
配布資料 : 「平成 26 年度第 5 回明石市立学校通学区域審議会 次第」
【資料 1】大久保小学校過大規模対策について」
【資料 2】小・中学校の適正規模等に関する基準について」
【資料 3】明石市校区のあり方についての調査・研究」

◎ : 会長 ○ : 委員 □ : 参考人 ● : 事務局

1. 開会

●事務局

只今から第 5 回通学区域審議会を始めさせていただきます。
本日は委員 14 名中、11 名にご出席いただいています。
それではこれより議事に移りますので、会長、進行をお願いします。

2. 議事

◎会長

それでは、議事に入らせていただきます。
1 つ目は、大久保小学校過大規模対策についてです。お手元の資料をご覧ください。
答申案の説明を、事務局からお願いします。

●事務局

資料に基づいて説明させていただきます。【資料 1】、**別紙 1**、**別紙 2**、**別紙 3**で答申案と
なっています。前回までの審議内容を踏まえて、事務局で案を作らせていただきました。ご
審議いただき、修正等が必要なものについてはご指摘いただけたらと思います。

【資料 1】について説明させていただきます。

教育委員長宛てに、通学区域審議会の会長からの答申という形です。本文の 2 段落目には、
この審議会の議論の特徴であり、あかし教育プランの基本理念でもある「地域ぐるみで人を
育てる」といった考え方を踏まえ、自治会区域等に一定の配慮をしながら検討を行っていた
旨を記載しております。

具体的な答申の内容については、「記」以下の記載をご覧ください。

1. は記載の通りです。

2. (1) 通学区域の見直し等についての答申

①～⑥について、文章で表現しております。具体的には、**別紙1**の図面をご覧ください。前回までご覧いただいた図面と同じものです。

まず、大久保南小学校への変更案です。

①谷八木調整区域については、大久保南小学校の通学区域へ変更する案です。申請により谷八木小学校に通うことができます。

②大久保町の一部と焼野の一部の大久保小学校へ通われている地域についても、大久保南小学校の通学区域へ変更する案です。

③3つのマンションについては、大久保南小学校の通学区域へ変更する案です。

④大久保駅前自治会と三軒茶屋自治会の一部は、大久保南小学校の通学区域へ変更する案です。

次に、沢池小学校への変更案です。

⑤宮前については、沢池小学校の通学区域へ変更する案です。

⑥森田の一部についても、沢池小学校の通学区域へ変更する案です。

また、前回にも議論しました松陰山手土地区画整理事業の区域について、本文2ページ目の尚書きで記載しております。詳しくは**別紙2**の図面をご覧ください。

現在、区画整理事業が進められており、今後住宅開発等により人口・児童増が見込まれ、大久保小学校への影響が大きい地域です。この地域について変更を検討されたいという答申(案)です。

この地域の東側は市街化調整区域(住宅等の開発ができない地域)がありまして、隣接する沢池小学校へ通学する場合、通学路の安全対策に十分留意する必要があります。「通学区域変更可能かどうか検討されたい」という文面を表示させていただきました。

以上が通学区域の変更についての答申案です。

留意事項等を(2)以下に記載しております。

(2) 実施時期については、児童の教育環境の改善を図るため、できるだけ早期に実施することとしています。具体的な年次を記載するかについては、議論が必要です。

(3) 校区変更となった地域については、通学路の安全確保のため現地調査を行い、必要に応じて対応を図ることとしています。

(4) については**別紙3**をご覧ください。

別紙3

1. 通学区域の変更等対象区域(以下「対象区域」)の児童生徒に対する配慮事項

(1) 在校生への配慮

通学区域の変更が実施された時点での大久保小学校在籍者については、希望により大久保小学校への就学を認めてはどうかという案です。

(2) 兄弟姉妹関係への配慮

小学校入学時点で兄・姉が大久保小学校に在籍している場合は、希望により大久保小

学校への就学を認めてはどうかという案です。

(3) 卒業生への配慮

野々池中学校の通学地域に変更になる大久保小学校の卒業生、**別紙1**の⑤（沢池小学校への変更）、⑥（野々池小学校への変更）区域、希望により大久保小学校から大久保中学校への進学を認めてはどうかという案です。

(4) 転入生への配慮

住所変更等で対象区域に転入してきた児童について、大部分の児童が引き続き大久保小学校に就学している場合、個別の事情等を考慮し、教育的な配慮が必要と判断される場合には、希望により大久保小学校への就学を認めてはどうかという案です。

2. 幼稚園に関する配慮

市立幼稚園の通園区域が変更されることから、配慮を検討されるよう申し添えるとしています。

(1) 園児募集（入園）にかかる配慮

通学区域の変更等が決定されてから実施されるまでの間において、対象区域の幼児の保護者の希望により、まだ変更されていない段階でも通園区域変更後の幼稚園への入園（申込み）を認めてはどうかという案です。

(2) 兄弟姉妹関係への配慮

前回、難しいという話もありましたが、幼稚園入園時ならびに小学校入学時のいずれにおいても、兄・姉が大久保小学校に在籍している場合は、希望により大久保小学校への就学を認めてはどうかという案です。

小学校入学時に配慮するのであれば、幼稚園入園時にも配慮すべきではないのかということですが、

資料についての説明は以上です。

◎会長

これまで4回会議してきた内容を大幅に変えることはないと思いますが、大事なポイントの一つでもあるので、ぜひご意見等お願いします。

まず教えてほしいのですが、

1. 答申(1)③でライオンズマンション明石大久保、ラブリー明石大久保、プレステージ大久保サウスヒルズを大久保南小学校区域に変更する。とありますが、この3つのマンションの建物だけを含むのか、マンションの前にある家も含めた地区そのものを指しているのか、どちらでしょうか。

次に、**別紙2**の地図の方角はわかりますが、**別紙1**の地図の方角が不明です。

●事務局

1. マンションの表現の仕方について。**別紙1**の図面をご覧いただきまして、マンションを主体にしましたが小さい三角形で区切られたマンションを含む地区全体を指しています。

◎会長

この表示であれば、3つのマンションなのか区域なのか不明瞭なので、対象を明確にしていいただければと思います。また、図面と答申との名称の整合性を図ってほしいです。

●事務局

図面の都合により多少方角がずれているかもしれません。

◎会長

別紙2の拡大図が別紙1とわかるように、方角の北を合わせてほしい。

●事務局

別紙1が北より多少ずれているので、変更する方向で検討します。

◎会長

では、ひとつひとついかせていただきます。

まず答申案の文章について大きな問題はないように思えます。

この審議会は、あかし教育プランの基本理念を踏まえて、自治会区域等に一定の配慮をしながら審議を進めてきたという点において、特異な通学区域審議会であるとの発言が委員からありましたので、そういった部分を記載していただく方がいいと思います。

2. 答申の(1)の①は、これまで谷八木調整区域というのは、あくまで谷八木小学校へ通う区域で、希望する者だけが久保南小学校へ通うことができる谷八木調整区域と呼んでいました。それを久保南小学校通学区域に変更し、申請により谷八木小学校へも通える区域になるという大きな変更です。

②も久保南小学校へ行きますので、①の児童たちと一緒に方向に向かって歩いていきます。

以前の審議会では、谷八木小学校への変更も検討しましたが、やはり新幹線の下は通らない方がいいだろうということで、西へ向かう久保南小学校へ変更ということになります。

③は、先ほど申し上げた通り、表現は変えさせていただくがマンションを中心にした区域が久保南小学校区域になるという変更です。

④は久保駅前自治会と三軒茶屋自治会の区域の一部を久保南小学校通学区域に変更するという内容です。

この一部というのは、久保駅前と三軒茶屋の両方にかかっているのですか。

●事務局

この図面では、山手小学校区の区域内にも三軒茶屋自治会区域がありますので、久保南小学校の通学区域内の自治会区域ということです。

◎会長

久保駅前自治会の一部はどちらの小学校へ行っているのですか。

●事務局

大久保駅前自治会は全て大久保小学校です。

◎会長

「大久保駅前自治会」と「三軒茶屋自治会の一部」を大久保南小学校通学区域に変更するという解釈でよろしいでしょうか。わかりにくいので、表現方法の変更をお願いしたいと思います。

⑤と⑥について、森田地区の一部とはどこを指しているのでしょうか。

●事務局

森田地区の一部というのは、図面の⑥（破線に囲まれた緑色の地域）です。図面下部の森田地域はこれまで通り大久保小学校通学区域で、図面上部の破線に囲まれた一部地域が沢池小学校通学区域へ変更されます。

○委員

あかし教育プランに「地域ぐるみで」とありますが、森田自治会が大きく二つに分かれてしまうこととなります。一部が沢池小学校区域となった場合に森田自治会はどうなるのでしょうか。同じ自治会の中で小学校が分かれてしまうと非常にやりにくいのではないのでしょうか。

私どもの地域でも同じようなことがあり、イベント等を行う場合に参加できる子どもと、できない子どもが出てきます。森田自治会の詳しい状況は分かりませんが、二つに分けるのは難しいのでは。

◎会長

自治会単位で考えるのが本審議の特色でもありますが、森田自治会は雲楽池を囲んだ東西に非常に広い地域であり、一つの小学校にまとめるには距離的に厳しいのではないのでしょうか。

今回は自治会が二つに割れる事になりますが、行事等を行う場合は自治会で工夫していただくこととなります。

◎会長

自治会単位を優先してはいますが、通学距離等を考慮すると難しい面もあり、今回の審議結果となりました。

次に、【資料1】の2枚目の尚書きの部分、「なお、松陰山手土地区画整理事業（平成23年度～平成27年度）の区域については、大久保小学校の児童数増加につながる可能性があることから、教育委員会において、通学路の安全対策等に留意された上、隣接小学校の通学区域への変更等について検討されたい」についてです。

松陰山手土地区画整理事業区域で新しい家が次々と建設されつつあり、隣接する沢池小学校への通学路が整備されていないのではないかとということですか。

●事務局

道はありますが、周りが全て田畑で安全面での配慮が必要ではないかということです。

この区域は、まだ家が建っていませんが、事前に検討すべきではないかとの意見を、これまでの審議会でもいただきました。

◎会長

後から入ってこられる方は全て大久保小学校区域外にしてはどうかという意見もありましたが、そのような設定は厳しいので今回の配慮となりました。

(1)の①から⑥までは総括して、一部分の文章変更はするものの内容はこれでよろしいですか。

○各委員

(異議無し)

◎会長

(2)の実施時期について、先ほど事務局から「何年から」という具体的な年数を入れることも考えられるという説明がありました。この点はいかがでしょうか。

○委員

できれば早い方がいいと思います。来年か、再来年か、平成27年、平成28年と数字を入れて早期を強調してもいいのではないのでしょうか。

◎会長

答申の段階では、早期に実施されたいということで数字を出しても構わないとも考えられます。

教育委員会に変更を実施する中で、事情により27年度からは無理なので28年度からというのならばわかりますが、27年度に間に合わせてほしいと思えば書いてもいいのではないのでしょうか。

事務局としてはいかがですか。

●事務局

これまでは平成28年度からの変更を想定した資料を作成してきました。

◎会長

幼稚園年長のことも考慮して、平成28年度から変更できればと思い、データの統計をとってきました。具体的な数字を入れるならば平成28年度からだと思っています。

できるだけ早期に、とするか、平成28年度から実施すると記載するか、どういたしましょうか。

○委員

平成28年度が最短ということなので、具体的な数字を入れてはどうでしょうか。期限に合わせて動けると思います。

◎会長

平成27年度からを目指したいが、制度化をしていくことや、地域に説明し、納得していただくなど時間が必要になるので、早期とは平成28年度のことだと思っています。

平成28年度から実施できるようにとしたいですがよろしいでしょうか。

○委員

平成28年度とは、平成28年度入学（小1）、つまり今の幼稚園の年長はこのままで、年少から新しい制度になるということでしょうか。

後でまた確認させていただきたい。

◎会長

(3)は、校区変更となった地域については、通学路の安全確保のため現地調査を行い、必要に応じて対応を図ること、とあります。

新しい校区になるので、当然そのための通学路、こどもの110番や道路の色の整備などをしていくということです。

(4)については別紙3でこの後に協議します。

この2ページまでは、3箇所少し文章変更しますが、内容はこのままでよろしいでしょうか。

別紙3について

1.

(1) 在校生への配慮

現在、大久保小学校へ通っている生徒は、校区が変わっても希望すれば大久保小学校へ通えるという内容です。

(2) 兄弟関係への配慮

これは長期にわたる配慮となります。平成28年より6年経過しないと調整が終わらないこととなります。

(3)について、中学校からは新しい学校へ行ってほしいという気持ちもありますが、個人の希望を優先するという事項です。

(4)は、微妙な割合の場合はどうするかという問題があります。対象区域の「大部分」がどのレベルなのか分かりにくく、人によって定義が違うと思います。このあたりも協議によって決定すればいいと思います。たとえば、5～6割程度では大部分ではないですよ。

●事務局

表現の仕方に苦勞した箇所です。その地域の大部分、同学年の生徒の大部分が通われている場合には無条件で認めるのかと、前回の会議でも個別の状況によるのではないかという話があったと思います。その上でさらに教育的な判断が必要となれば、これについては教育委員会で判断せざるをえないことになり、状況をしっかりと把握させていただいた上で希望についての対応を考えていく、という表現の仕方で悩んだ末の文章ですので、この中でまたご意見をいただきたいところです。

◎会長

本来は新校区へ通学するのが第一義です。しかし、周囲に住んでいる児童はみんな特別配慮事項で大久保小学校へ行っている中で、一人だけ新校区の学校へ行かせたくないという教育的配慮があれば認めるということです。

○委員

転入してきた保護者は事情がわからないので、転入の際に説明が必要ではないですか。転校準備などをしていた場合に現実的に変更可能なのか。事前に詳しい説明がないと保護者は困ると思います。

◎会長

転入して来られた方に説明が必要になると思います。

誰が説明するのかというと、転入時に窓口で少し丁寧に説明していただくことと、自治会レベルのことかと思います。

最終的には「教育的配慮が必要と判断される」というこの大きな言葉によって全て解決されると思いますが、文章表現は難しいので、このままの形で、できれば第一義には新しい校区であることを強調していただければと思います。

○委員

(2)について、たとえば6年生に姉がいる時に弟が入学した。これは問題ありません。その入学した子が5年生になった時に、新たにさらに下の子が入学してきた場合どうなるのでしょうか。

特例で入った子の下の子はどう扱うのか。認めていくと10年くらい続く可能性があります。レアケースとして、そのまま容認するか、一人についてだけ配慮するなどどこかで線引きをするのか。個人的には線引きは難しいのでこのまま容認することがいいと思います。

◎会長

答申では細かいところまで決めなくてもいいと思います。

個人としては6～10年経過しても配慮事項が活着ているのはおかしいと思うので、せいぜい5～6年ぐらいが配慮事項の時限で、特別なことがない限り認めない方がいいのではないかと思います。

答申には書かず文章はそのままで、最終的に教育委員会に任せてはどうでしょうか。

○委員

そのままの方が、融通性があっていいと思います。

◎会長

(4)について大まかには認めて、もう一度だけ時間をかけて検討をお願いできますでしょうか。

今のような問題があるので、「個別の事情等を考慮し、教育的な配慮が必要と判断される場合には」ですね。これは状況が違ってくると思います。

マンションのような一つの定まった地域で、ほとんどの児童が大久保小学校へ通う中、新たに転入してきた児童が一人だけ新校区へ通学するような場合の配慮だと思っています。

なかなかこの個別の事情等を考慮するというのは厳しい状況ではないでしょうか。委員会で答申した時に戸惑われるのかもしれない。「教育的な配慮が必要と判断される場合」というのが最終的に生きてきて、その上で個別の事情を判断すると。

○委員

転入されてこられる保護者の感情を考えると、一切配慮をしないというのも一つのやり方ではないかという意見も前回ありました。

転入してきて、校区は大久保南小と指定されたが、周りを見るとみんな大久保小だった。何故かと思うだろう。確認してみるとこのような事情があったと知るが、すでに大久保南小へ通う準備をした後だった。

このようなことから、転入生に対して事前の情報提供や説明が必要だと思います。伝え方についてはこれから検討をお願いします。

◎会長

必要であれば尚書きで「転入してくる児童に対しては説明のうえ」のような言葉を加えて、教育的配慮が効果的になるようにしていただけますか。

転入してこられる方にもできるだけの配慮が必要です。このままでは説明不足なので、しっかり説明をしてほしいということですね。

では、一点書き加えて(4)の内容で認めるのでよろしいですか。

○委員

校区を変更すると言いながら配慮事項があるから在校生は今のままでいいというような、色々な配慮事項を入れていくことで、大規模校を解消するためという本来の目的から離れてしまうことが心配です。

細かいところまで答申に入れるのではなく「(4) その他の留意事項については別紙3を参照する」については、「配慮を要する場合は転校前に検討されたい」ぐらいで止めて、今話したことについては議事録として残してはどうでしょうか。

◎会長

審議の中では、このあたりまで認めましょうということですね。配慮事項によって、今の
大久保小学校の児童数増加の問題がすぐに解消されず、5年ほど経過しないと児童は減らな
いという可能性もありますので、大久保小学校の過大規模解消に時間がかかることは想像で
きます。

ただ、配慮事項に関しては必要というのがこれまでの審議でしたから、やはり別紙3は付
け加えさせていただきたい。これらを全部外してしまうことはできないと思います。

詳細は教育委員会で審議していただきます。この場で決めることは、本来は新しい制度は
平成28年度から実施しますが、希望される保護者からの申し出によって特別に就学を認め
るという特別配慮事項です。この部分は残しておきたいと思います。

逆に言えば案の記述のまま置いておく方がいいということですね。

よろしいでしょうか。

2. (1) 園児募集（入園）にかかる配慮

実施されるまでの間というのは、たとえば平成28年度実施の場合はいつまでなのでは
うか。

●事務局

平成28年度にもし区域が変わるのであれば、平成27年度、来年度の申し込み時点から
新しい区域の幼稚園に入りたいという方については希望を認めてはどうかという内容です。

□参考人

区域変更が決定される時期はいつなのでしょう。入園の申し込み時期は決まっています
が、それ以前になるのでしょうか。

●事務局

決定されて以降の入園申込については、事務局で時期などの調整をさせていただきます。
個別に説明させていただいて担当者で協議したいと思っています。

◎会長

あくまでも答申としては、区域の変更が決定されるまでは認めればいいのかという
レベルの発言です。申請を出す時期等はまた教育委員会で審議していただきたいと思いま
す。このあたりでまとめて、答申を受けて制度化される時にしっかりと協議していただけれ
ばいいと思います。

○委員

(2) 兄弟姉妹関係への配慮についてで、兄・姉がいる方に限りの配慮となっていますが、
どちらもいない第一子の在園児への配慮はどうなるのでしょうか。

幼稚園の立場からみると、小学校の在校生・卒業生まで配慮されているのならば、入学と
いう大きな節目に関わる今の在園児への配慮という項目があればと思っています。

細かく審議するのはこの会議ではないと伺いましたし、この場で発言するべきではないか

もしかたませんが、明石市では幼稚園と小学校が隣接しており、ほとんどの園児がその小学校へ入学するという良い地域だと自負しております。園児たちも小学生の姿を見て通園しているので、このまま小学校へ入学すると思っているでしょう。在園児への配慮もあってほしいと思います。

園児募集はこの10月から始まりますので、いつ決定になるのか、どちらの校区の幼稚園に申し込めばいいのか、保護者が迷って当然だと思います。

◎会長

立場的なこともおっしゃることもよくわかるのですが、さきほど他の委員がおっしゃったように、配慮をどんどんと認めていけば、いつになったら大久保小学校のマンモス化が解消されるのかわかりません。

せめて答申に入っている年長は認めるというのがこの審議会の考え方です。年少に対しても認めていけばどうかという意見もありました。しかし、年少またはこれから入園予定の園児へは新校区の案内をしてもいいのではと思います。そうしないと入園してしまえば配慮事項で大久保小学校へ行けることになり、甘くなりすぎるのではないのでしょうか。配慮事項が増えれば増えるほどマンモス化が解消されない。どこかで切らないといけません。

○委員

これから入園してくる園児は事情をわかっていますが、今の在園児は、入園時に説明がなかったのは事実です。教育的配慮はできないのでしょうか。

◎会長

大久保小学校に隣接する大久保幼稚園への配慮事項ですね。

○委員

その地域に在住する児童が通園していますので。

◎会長

答申の中で年少への配慮事項を作るべきかどうか。

○委員

ある程度の線引きは必要だと思います。

◎会長

大久保幼稚園だけ何か特別に書かなければならないということになってきますね。明石市のような立地条件の幼稚園ゆえの配慮だと思います。

今の幼稚園児というのは5歳が年長、4歳が年少、3歳児は居ないですね。この4歳児たちをどう配慮するかということが問題です。今の新しい校区になれば何名ぐらいいるのでしょうか。

○委員

申し訳ありません、そこまでは把握していません。

◎会長

大久保幼稚園は一学年何名ぐらいの募集でしょうか。

○委員

クラスは35名ですが、希望すればもう少し増やせます。

◎会長

今現在の園児の数です。年長、年少はそれぞれ何名ずつですか。

●事務局

前回の資料で提出しましたが、年少の園児数は5月1日現在で151名です。平成28年度入学が非常に多くなるのが一つと、大久保地域は65%前後という非常に高い割合の方が幼稚園に通っています。その方たちだけを配慮するのか、残りの35%の方はどうするのかというところがまた課題となると前回お話をさせていただきました。

◎会長

委員からも発言があったとおり、どこかで切らなければいけません。幼稚園に入っていたからその人たちを認めるのか、その配慮事項を書くべきなのかということです。

○委員

保育所から小学校へ行く児童も半分程度、います。

◎会長

4歳児（年少）までの配慮を加えると範囲が広くなり、答申に「大久保幼稚園は」という文言を加えるのも細かくなりすぎると思います。

在園児などへの配慮事項を認めていくと大規模校問題が解消されないという逆効果もありますので、全体的なバランスをみて委員会で最終決定をしていただきたい。

10月には、特別配慮は認めないという園児募集をしていただくようお願いしたい。今の年少については未定ということになります。

○委員

年少に関しては未定ですか。

◎会長

未定と言いますか、今までの答申案では年長は認めるけれど年少は認めないということに

なっております。審議会の考え方としては、大久保幼稚園の年少に関しては配慮事項に加えません。新校区へ行っていただくことになります。

○委員

心配される方もありますので、できれば早急に説明会を開いていただきたいと思います。

◎会長

審議会はどこかで線を引く必要があります。これがあるからあそこへ行きたくても行けない、この時期から行けない、ということがあります。そのラインは明確にしておきたいので、ここには加えないことにしたいと思います。

以上、ここまででざっと見ていただいてよろしいでしょうか。

時間かけて話させていただきましたので、この議題の説明はこの辺りで、文章的な変更を三か所ほどよろしく願います。

よろしいでしょうか。

●事務局

また何度も集まりいただくのも難しいとは思いますが、今お話しいただいた内容を事務局で再度修正を行い、改めて皆様にご確認いただいた上でできるだけ早い段階で答申という形で教育委員会へ報告させていただきます。

◎会長

委員の皆様へ郵送し、短い期間ですがご確認いただき、委員長・会長と答申について調整した上で、我々の審議会の内容として教育委員会へ報告させていただきます。

ということでよろしいでしょうか。

○各委員

(異議無し)

◎会長

では、続きまして、二つ目の議事に入らせていただきます。

●事務局

【資料2】と【資料3】に基づいて説明させていただきたいですが、この内容は昨年9月に諮問させていただいた内容の三つのうち最後の一つです。時間が経っておりますので、本日は資料の説明をさせていただいた上で、今後検討していくにあたってのご意見や事務局に求める資料があるようでしたらお話いただけたらと思います。

資料の説明をしますと、【資料2】が小・中学校の適正規模等に関する基準について簡単にまとめたものと、【資料3】が明石市校区のあり方についての調査・研究というのがあります。この調査・研究は、平成23年度に教育委員会で通学区域や学校の規模の適正な考え方を一

定程度まとめたものになります。今後、基準の審議をしていただく上ではこちらの資料を参考にしながらご議論いただければと思います。

この冊子を全て説明すると時間がかかりますので、少し抜粋して【資料2】に今後検討いただきたい内容を挙げております。【資料2】に基づいて説明させていただきます。

【資料2】今後、基準を策定するにあたって検討すべき項目の案という形で整理しております。

まず一点目、この適正な規模に関する基準がなぜ必要かという基本的な考え方は、子どもたちの良好な教育環境の確保をしていくためになると思います。そういった考え方をまず踏まえた上で、この資料の下の四角で囲ったところが校区のあり方の調査研究におけるこれに該当するような内容になっています。

ただ、基本的な考え方の部分につきましては、この調査研究はあくまでも調査研究を行うことが目的でしたので、今後の基準においては、さらにこの調査研究を踏まえた上で基準をなぜ定めるかという内容が必要になると思います。これについても次回以降でご議論いただければと思います。

二つ目の、基準と定めるべき項目ということで、一つには学校規模、学級数や生徒の数、さらには通学区域や距離、その他、施設等の項目が考えられるかと思います。こういった基準として、明石市として適正と考える項目をどういったものを定めていくかについて、次回以降ご議論いただきたいと考えております。

ちなみに調査・研究を行った内容は、当時では小中学校は12～24学級、児童数についても440～880名程度が明石市では適正な規模と考えています。

それに対して2枚目の適正化方策、適正な規模から外れた学校、たとえば小規模校や過大規模校の適正化を図るための方策等も基準に盛り込んでいくべきではないかということで、挙げさせていただきました。

この調査・研究の当時は、児童数が減少していくであろうということで小規模校や過小規模校などに絞った書き方をしていますが、いま検討中の大久保小学校の例もあるので、小規模・過大規模それぞれの方策が必要になると思います。

当時の調査研究の中では、適正化の方向性として、通学区域の変更や調整区域（いわゆる自由学区的な形）を設置することの検討、最終的に小規模が進んでいった場合、学校の統廃合も進めていくことについての方策を記事の中に設けていく必要があります。

それ以外にも他都市で行われている例として、学校の選択制であったり、施設一体型の小中一貫校であったり、小規模特認校制度（小規模な学校に特色を持たせて校区外からの通学を認めていく制度）なども考えられます。

こういった方策があって、適正化の判断基準としてどの程度の規模になったら適正化を図っていくのかという指標も必要です。

調査・研究当時は小規模校の増加を見込んだもので、記載の通りになります。

大久保小学校での留意事項もあるように、適正化を進める上で特例的に留意する必要もあるということです。

具体的に明石の学校の状況については、別件の資料として児童生徒数の現在の状況を記載しております。特に小規模校で申し上げるとこの一覧表の6番目の大観小学校が、現在2年生と5年生が1学級となっております。王子小学校でも3年生が1学級というような、市内でも小規模の学校が徐々に表れてきています。また、中学校におきましても児童数はずっと横ばい状態ではありますが、錦城中学校が各学年2学級12学級以下の小規模校です。

そのような状況の中で、適正な規模に関する基準の検討を次回以降に本格的に議論をお願いしたいです。

◎会長

特に質問等ありませんか。

今日の審議は省略させていただきます。国の基準も非常に古くなり見直しが必要だと新聞紙上でも出ておりますので、そろそろ本市においても国の基準にのっとるだけでなく本市独自の基準等を考える必要があるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

これもちまして本日の会議は終了させていただきます。

では、事務局よろしく申し上げます。

●事務局

この通学区域審議会につきましては、昨年9月から本日まで合計9回、本当に熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

本日は直近の課題である大久保小学校の過大規模校対策についての答申内のご整理をいただきました。今後教育委員で答申を受けて審議することになりますが、できるだけ早い時期に方向性を決定して、大久保小学校過大規模校対策に取り組んでいきたいと考えています。

またこの審議会では、引き続き大きな課題である学校規模の適正化につきましても、委員のみなさまにはご苦勞をおかけしますが議論をよろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。

以上